

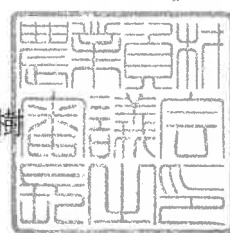


30 資 審 第 39 号  
平成 31 年 3 月 22 日

農林水産大臣 吉川 貴盛 殿

環境大臣 原田 義昭 殿

農業資材審議会長 茶園 成樹



農薬を使用する者が遵守すべき基準の変更について（答申）

平成 31 年 3 月 13 日付け 30 消安第 5983 号及び環水大土発第 1903132 号をもって諮問のあった標記の件について、諮問のとおりの内容で改正するのが適当である。